

低レベルの放射性廃棄物は、通常、比較的浅い地中に埋設処分⁽³⁾されるが、高レベル放射性廃棄物は、半減期が長く、濃度の高い放射性物質であるため、地表から深い安全な地層に埋設処分すること（以下「地層処分」という。）が想定されている。高レベル放射性廃棄物は、人が至近距離に近づけば即死するほどの電離放射線（以下、単に「放射線」という。）を発生、崩壊熱が大きいため、数十年の間冷却する必要がある。それゆえ、処分事業自体は、長期にわたる。現在、我が国でも処分地の募集が行われているが、その応募から調査、建設、操業、閉鎖に至るまでの期間は100年にも及び、それ以降、数万年以上にわたる隔離が必要とされる⁽⁴⁾。

EUにおいても、原発の稼働開始以来、その運用は半世紀以上続いている。これらから生じる高レベル放射性廃棄物及び使用済燃料の大部分は、原発や中間貯蔵施設に保管されている。スウェーデン、フィンランド、フランスでは最終処分場の計画の進捗がみられるものの、現在、まだ操業を開始している国の例はない。

EUにとって、この放射性廃棄物の問題を共通政策として進めることは長年の課題であった。

欧州委員会が使用済燃料及び放射性廃棄物の処理並びに原子力施設の解体廃棄処分の財源に関する指令を提案したのは2002年を始めとして数回にわたるが、これらは、結局、採択に至らなかった。

本稿で紹介する指令は、2010年11月に欧州

委員会が提案したもの⁽⁵⁾に基づいて採択されたものである。2002年の提案から比較すれば内容も後退し、この指令の成立までに実に約10年の歳月を要したものとはいえ、放射性廃棄物の包括的管理のために法的拘束力を有し、加盟国に最終処分施設の建設計画の策定を義務付ける指令が成立した意義は大きい。

この指令は、民生用の原子力関係施設の全過程で発生する低レベルのものも含むすべての放射性廃棄物を対象とするものであるが、本稿では、我が国及びEUにおける使用済燃料や高レベル放射性廃棄物の最終処分計画の進捗状況を第I章にて概観し、原子力政策におけるEUと欧州原子力共同体との関係について第II章で触れ、第III章でこの指令の制定の経緯を紹介し、第IV章でこの指令の内容を概説した。指令は、これを訳出して末尾に付す。

I 使用済燃料等の処分について

1 我が国における使用済燃料

(1) 使用済燃料の処理方法

本稿の冒頭で述べたように、我が国の使用済燃料の処理方針は、再処理である。再処理を行ってウランやプルトニウムを取り出した結果として生ずる高レベル放射性廃棄物は、ガラス原料とともに高温で溶かし、ステンレス製の容器に入れて冷やしたガラス固化体⁽⁶⁾として蓄積する。

(3) 我が国の処理では、浅地中トレンチ処分、浅地中ピット処分、余裕深度処分（地下50～100m）の区分がある。（内閣府・新大綱策定会議（第5回）『放射性廃棄物の処理・処分を巡る取組の現状について（資料第3-1号）』2011.3.8, pp.4-5. 〈<http://www.aec.go.jp/jicst/NC/tyoki/sakutei/siryosakutei5/siryos3-1.pdf>〉）

(4) 原子力発電環境整備機構『放射性廃棄物の地層処分に向けた取組み』2010.10. 〈<http://www.numo.or.jp/pr/panf/pdf/shittehoshii.pdf>〉

(5) COM (2010) 618 final : Proposal for a COUNCIL DIRECTIVE on the management of spent fuel and radioactive waste, 2010/0306 (NLE), 3.11.2010. 〈<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=COM:2010:0618:FIN:EN:PDF>〉

(6) ガラス固化体は、高さ約1.3m、外径約40cm、重さ約500kgで、固化時に表面線量約1,500Sv/h、放射能約 2×10^{16} Bqの物体である。内閣府・新大綱策定会議（第12回）『高レベル放射性廃棄物（ガラス固化体）の処分について（資料第1-1号）』2012.1.26, p.2. 〈<http://www.aec.go.jp/jicst/NC/tyoki/sakutei/siryosakutei12/siryol-1.pdf>〉

我が国の使用済燃料の再処理作業は、青森県六ヶ所村の再処理工場で行う予定となっているが、2009年完成の予定であった同工場は、多くの問題が発生したため、未だ完成に至っておらず、ガラス固化の技術も完成していない。したがって、我が国では、その完成までの経過措置として、再処理をイギリスやフランスの再処理業者に委託してきており⁽⁷⁾、再処理の結果として、回収ウラン、プルトニウム⁽⁸⁾（あるいはウランとプルトニウムを混合したMOX燃料として）、高レベル放射性廃棄物及び低レベル放射性廃棄物（又はこれと放射線影響が等価な高レベル放射性廃棄物）の返還を受けている。

(2) 最終処分に関する法律

ガラス固化体の処分については、2000年に制定された「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（平成12年法律第117号）⁽⁹⁾」が定めている。これは、処分実施主体の設立、処分費用の確保方策、処分地選定工程等を内容としている。

この法律でいう「特定放射性廃棄物」とは、第1種特定放射性廃棄物及び第2種特定放射性廃棄物であり、地層処分する対象である。前者

は、前述の高レベル放射性廃棄物のガラス固化体である。後者は、同法が2007年に改正されて追加された長半減期低発熱放射性廃棄物で「TRU廃棄物」ともいう。これは、再処理やMOX燃料加工の工程等で生じるプルトニウム等に汚染された放射性廃棄物で、半減期の長いウランより原子番号の大きい人工放射性核種（TRU:Trans-uranium）を含むもので、その放射能レベルの高いものは、セメント固化するかステンレス製の容器に封入するなどして地層処分することとし、この第2種特定放射性廃棄物に分類されることとなった。⁽¹⁰⁾

今後、我が国が処分方針を転換して使用済燃料を直接処分することになる場合には⁽¹¹⁾、高レベル放射性廃棄物のガラス固化体と同様の地層処分になるが、対象物質が異なるために、法規面の改正だけでなく、さまざまな技術的課題を解決する必要もある⁽¹²⁾。

この法律は、特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針を定めることを経済産業大臣に義務付け、その方針に即して経済産業省令で定めるところにより5年ごとに特定放射性廃棄物の最終処分に関する計画を定めることとしている。「最終処分」とは地層処分で、ここでは、「地

(7) 我が国は、茨城県東海村に日本原子力研究開発機構の再処理工場を有しているが、年間の処理量が210トンと小規模なため、再処理は外国に委託している。（「原子燃料の再処理」電気事業連合会ウェブサイト〈<http://www.fepc.or.jp/present/cycle/about/saishori/index.html>〉）

(8) 我が国の2010年末におけるプルトニウムの蓄積は、内閣府の国際原子力機関（IAEA）への報告によれば、未照射プルトニウム約10トン、他国からの返還予定分35トン、使用済燃料に含まれるプルトニウム推定量が144トンである。（内閣府・原子力委員会（第36回）『我が国のプルトニウム管理状況（資料第2号）』2011.9.20.〈<http://www.aec.go.jp/jicst/NC/iinkai/teirei/siryo2011/siryo36/siryo2.pdf>〉）

(9) 特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（平成12年法律第117号）〈<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H12/H12HO117.html>〉

(10) 2020年までに発生する使用済燃料を再処理加工した場合、地層処分されるガラス固化体は約4万本、TRU廃棄物は容量にしてその3倍強、これに要する費用はそれぞれ約3兆円、約8100億円と見積もられている。（内閣府・原子力委員会定例会議（2007年第10回）『特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律の改正について（資料2-3）』2007.3.13, p.6.〈<http://www.aec.go.jp/jicst/NC/iinkai/teirei/siryo2007/siryo10/siryo23.pdf>〉）

(11) 原子力委員会の原子力発電・核燃料サイクル技術等検討小委員会（第8回）において、使用済燃料は、再処理より直接処分の方が経済性及び核拡散リスクの上では優位であるとしている。同会議資料『核燃料サイクルの技術選択肢：第1ステップのまとめ（案）（資料第1-2号）』2012.2.23, p.10.〈<http://www.aec.go.jp/jicst/NC/tyoki/hatukaku/siryo/siryo8/siryo1-2.pdf>〉

(12) 内閣府・新大綱策定会議（第12回）前掲注(6), p.31.

下三百メートル以上の政令で定める深さの地層において、特定放射性廃棄物及びこれによって汚染された物が飛散し、流出し、又は地下に浸透することがないように必要な措置を講じて安全かつ確実に埋設することにより、特定放射性廃棄物を最終的に処分することをいう」と定義している⁽¹³⁾。

処分実施主体としては、経済産業大臣が認可して設立する原子力発電環境整備機構という認可法人とする。同機構は、前述の最終処分に関する計画に従い、特定放射性廃棄物の最終処分の実施に関する計画を作成し、経済産業大臣による監督の下で、最終処分施設建設地の選定、最終処分の実施、拠出金の徴収などの業務を行う。

経済産業省は、この最終処分候補地について、文献調査段階から電源三法交付金制度の「電源立地地域対策交付金」の適用対象とし、地域振興対策費等として予算措置をしている。文献調査段階から単年度交付限度額 10 億円が対象となる市町村、都道府県に交付され、概要調査段階では、単年度交付限度額 20 億円、期間内交付限度額 70 億円が交付される。

(3) 最終処分事業の進捗状況

この処分施設が設置されることになる地質環

境は、安定したものでなくてはならず、地震・断層活動や火山活動、隆起・沈降・侵食や気候・海水準変動等の影響を及ぼす可能性のある自然現象の影響が及ばない安定した地層であることが要件である。原子力発電環境整備機構は、2002 年 12 月から公募による最終処分場の選定を行っており、応募があれば文献調査、概要調査及び精密調査の 3 段階の調査を行うとしている。2007 年までに 12 の自治体から問い合わせがあり、1 自治体が応募したものの、危険性の懸念からこれを撤回し、その他はいずれも立地条件に合わないとして、現在に至るまで未だ文献調査を行う対象地域の候補はない⁽¹⁴⁾。

2009 年 10 月に内閣府大臣官房政府広報室の行ったアンケート調査によれば、高レベル放射性廃棄物の処分地を選定すべきだと思う人が 8 割強であるものの、自分の居住する市町村又は近隣への処分場設置であれば反対であるという人の割合も 8 割弱という結果になっている⁽¹⁵⁾。こうした調査結果や、具体的な安全審査指針が未整備であることなどは、処分計画の進捗にまだ大きな課題が存在することを示している。

我が国の放射性廃棄物の種類と処分の方法を整理すると表のようになる。

(13) 同法第 2 条第 2 項より。最終処分であるから、将来の技術革新による方針変更があった時にこれを再回収するという想定はない。内閣府の検討資料によれば、ガラス固化体の地層処分でも、漏出した物質が生活環境に至る可能性を想定している。これによれば、速く溶けだすと仮定しても、一番多く生活環境に移るのは数十万年後で、その量は処分時の数万分の 1 に減った放射能の 1% 以下になるという（同上、p.27.）。2020 年までに蓄積されるガラス固化体（4 万本、 2×10^{16} Bq/本（前掲注(6)及び(10)）を地層処分すると、この予測によれば、数十万年後の生活環境に漏出する放射能の量は、およそ 100 兆ベクレル程度になる。

(14) 内閣府・新大綱策定会議（第 12 回）『高レベル放射性廃棄物に対する取組と各国の動向について（資料第 1-2 号）』2012.1.26, p.7. <<http://www.aec.go.jp/jicst/NC/tyoki/sakutei/siryosakutei12/siryol-2.pdf>>

(15) この調査は、全国 20 歳以上の者 3,000 人を対象（回収率 61.7%）として調査員による個別面接聴取によって行われたもので、「あなたは、高レベル放射性廃棄物の処分地を、私たちの世代が責任をもって、速やかに選定すべきだと思いますか。」という質問に対し、「そう思う」が 51.9%、「どちらかといえばそう思う」が 30.3%であった。また、「あなたは、自分の居住する市町村または近隣市町村が高レベル放射性廃棄物の処分場の設置を計画した場合、どのようにお考えになりますか。」という質問に対し、「どちらかといえば反対である」が 34.3%、「反対である」が 45.3%であった。（内閣府政府広報室『「原子力に関する特別世論調査」の概要』2009.11.26. <<http://www8.cao.go.jp/survey/tokubetu/h21/h21-genshi.pdf>>）

表 我が国の放射性廃棄物の種類と処分の方法

放射能			発生源	放射性廃棄物の例	処分の方法(例)		
レベル	区分	種類			地表	イメージ図	
低	低レベル放射性廃棄物	放射能レベル	原子力発電所	コンクリート、金属等		浅地中トレンチ処分(注1)	
		低		廃液、フィルター、廃器材、消耗品等を固形化		浅地中ピット処分(注2)	
		中		制御棒、炉内構造物		余裕深度処分(地下50~100m)(注3)	
		高	ウラン廃棄物	ウラン濃縮・燃料加工施設		消耗品、汚泥、廃器材	
			TRU 廃棄物	再処理施設		燃料棒の部品、廃液、フィルター	
				MOX燃料加工施設			
		使用済燃料	原子力発電所	(我が国は再処理方針)		地層処分(地下300m以深)	
		高レベル放射性廃棄物	再処理施設	ガラス固化体			

(出典) 資源エネルギー庁「放射性廃棄物の概要・処分の方法」放射性廃棄物のホームページ〈<http://www.enecho.meti.go.jp/rw/gaiyo/gaiyo03.html>〉を参考に筆者作成。

- (注1) コンクリートピットなどの人工バリアを設けず、素掘りの溝状などの空間に廃棄物を定置して埋設する処分方法。
- (注2) 地表を掘削したのち、コンクリート製の箱を設置してその中に廃棄物を定置し、モルタルなどで充填する処分方法。
- (注3) 建造物の基礎や地下鉄、共同溝などの一般的な地下利用に対しても十分に余裕をもった深度に、コンクリートでトンネル型やサイロ型の建造物をつくり、廃棄物を埋設処分する方法

2 EUにおける使用済燃料

(1) 概況

EUは、EURATOMと一体性を持ち、基本的に原子力利用を推進している(次章で詳述)。EUの全27の加盟国のうち、現在、原発を有している国はおよそ半数の14か国であるが、原発に関する方針も多様である。例えば、原発を積極的に推進する筆頭国はフランスであるが、原発を有しながら脱原発を方針とする国としてはドイツやベルギーが挙げられる。原発を有しない国としては、既に原発を廃止したイタリア、原発稼働直前に脱原発を決定したオーストリア、その他原発を利用していない国は、合

わせて13か国である。ただし、唯一の原子炉を有し国内電力の7割を依存していたリトアニアは、安全性が問題とされるその旧ソ連型の原子炉を2009年に閉鎖したが、現在エストニア及びラトビアと共同して新炉建設を計画中である。⁽¹⁶⁾

安全性が問題とされる旧ソビエト型原子炉について、その廃棄をEU加盟の条件とされたブルガリア、リトアニア及びスロバキアに対してはEUの財政支援がなされている⁽¹⁷⁾。脱原発を決め、1990年までに全原発を閉鎖したイタリアにおいて、全原子炉の廃炉が完了するのは2024年の予定であり、放射性廃棄物処理は重

(16) 原発を有する加盟国は、フランス(58)、英国(17)、スウェーデン(10)、ドイツ(9)、スペイン(8)、ベルギー(7)、チェコ(6)、スロバキア(4)、ハンガリー(4)、フィンランド(4)、ブルガリア(2)、ルーマニア(2)、オランダ(1)及びスロベニア(1)の14か国である。(2012年4月現在。括弧内は稼働中の原子炉数である。)(“World Nuclear Power Reactors & Uranium Requirements.” World Nuclear Associationのウェブサイトを参考にした。〈<http://www.world-nuclear.org/info/reactors.html>〉)

(17) 植月 献二「【EU】旧ソ連型原子炉廃棄に追加助成する理事会規則の提案」『外国の立法』No.250-1, 2012.1, p.26.

い残課題である。

本稿で紹介する指令の欧州委員会提案⁽¹⁸⁾によれば、2010年末において、EU域内で稼働していた商用原発の原子炉数は143基であったが、域内で、毎年、使用済燃料が3,600トン、これと別に、85,000m³の放射性廃棄物が排出されており、使用済燃料の再処理によって出る高レベル放射性廃棄物は、放射性廃棄物のうち280m³とされる。

(2) 各加盟国の地層処分計画の進捗状況

次に、EUにおける高レベルの放射性廃棄物の地層処分計画において進捗が見られるフィンランド、スウェーデン、フランス及びドイツの状況を概観する⁽¹⁹⁾。

フィンランドは、原子力法⁽²⁰⁾に定められた手続に従って使用済燃料を直接処分する最終処分地を決定している。その実施主体は、2電力会社が出資し、1995年に設立されたポシヴァ社である。同社は、調査を行った結果、同国のオルキオに最終処分場の候補を絞り、地元自治体の承認を得た上で、2004年から深さ約400mの約20億年前の結晶質岩の地層に地下特性調査施設の建設を進めている。2010年7月、同社の使用済燃料9,000トンを容量限度とする処分場の決定申請が国会により承認された。現在、詳細調査を実施中であり、2012年に建設許可申請、2020年頃の操業開始を想定している。

スウェーデンでも再処理は行わず、使用済燃料を直接処分する予定である。処分を実施する主

体のSKB社(Svensk Kärnbränslehantering AB)は、2009年6月、最終処分場建設予定地としてフォルスマルクの地下400～700mの花崗岩の地層を選定した。同社の策定する研究開発計画は、環境省の下に置かれ同国の放射線防護と原子力安全規制を担当する放射線安全機関(Strålsäkerhetsmyndigheten)によって3年ごとに審査を受ける。同社は、2011年3月16日に最終処分場の立地及び建設の許可申請を行った。同社の想定する処分開始の時期は、2025年頃である。

フランスは、放射性物質及び放射性廃棄物の持続可能な管理に関する2006年6月28日の計画法⁽²¹⁾等の規定に従って処分場の選定を進めている。同国は、再処理を行い、高レベル放射性廃棄物及びTRU廃棄物の地層処分を行うが、この処分場の選定は、ビュール地下研究所の近郊区域で行うこととなった。実施主体は、環境省、研究省及び産業省の共同管轄に置かれる商工業的公施設法人の放射性廃棄物管理機関(Agence nationale pour la gestion des déchets radioactifs : ANDRA)である。ANDRAは、同区域を対象とする調査の結果、候補区域を特定し、2010年3月、政府はこれを了承した。ANDRAは、同区域の粘土質岩の地層の詳細な調査及び地上施設の設置区域の検討を行い、今後、最終的に処分場区域を特定(2012年予定)し、公開討論(2013年予定)を経て、2014年に処分場の設置許可申請を行う予定である。

ドイツは、高レベル放射性廃棄物、TRU廃

(18) COM (2010) 618 final, *op.cit.* (5)

(19) この項では、次の資料を参考にした。“WNA Public Information Service.” World Nuclear Associationのウェブサイト〈<http://www.world-nuclear.org/infomap.aspx>〉；原子力環境整備促進・資金管理センター『平成22年度放射性廃棄物海外総合情報調査報告書』2011.3.〈<http://www.enecho.meti.go.jp/rw/docs/library/rprt4/22-14-1.pdf>〉その他。

(20) Nuclear Energy Act 990/1987; amendments up to 342/2008 included. 〈<http://www.finlex.fi/fi/laki/kaannokset/1987/en19870990.pdf>〉

(21) Loi n° 2006-739 du 28 juin 2006 de programme relative à la gestion durable des matières et déchets radioactifs (1). NOR: ECOX0600036L Version consolidée au 07 janvier 2012. 〈<http://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?cidTexte=JORFTEXT000000240700>〉

棄物及び使用済燃料を併置処分する。1970年代からゴアレベンの岩塩ドームを最終処分場候補とし、調査が行われてきたが、1998年成立の連立政権（社会民主党と緑の党）の原子力政策見直しによって2000年に調査が凍結され、2009年に成立した現連立政権（キリスト教民主・社会同盟と自由民主党）のエネルギー政策転換により2010年に調査が再開された。同地には、既に中間貯蔵施設が設置されており、使用済燃料、ガラス固化体等が貯蔵されているが、2011年11月、フランスで再処理して返還されるガラス固化体の鉄道輸送に対して、大規模な反対運動が展開された。同年12月15日、連邦環境・自然保護・原子炉安全省は、改めて処分場選定の工程を示す文書「ドイツにおける発熱性放射性廃棄物の安全処分」を発表し、その処分場選定の手続は白紙に戻っている²²⁾。

英国、ベルギー、スペインその他のEU諸国でも計画策定や研究事業を進めている国はあるが、目立った展開は見られない。

II EUとEURATOMの関係

指令の解説を行うに先立って、この枠組みがEUの指令としてEURATOMの全加盟国に適用される根拠について考察しておく。

EURATOMは、1957年に締結され翌年発効したEURATOM設立条約²³⁾にその基礎をおい

ており、既存のエネルギー資源不足に対処する有力な手段として原子力を位置づけ、原子力産業の発展を目指し、原子力の平和利用を目的とした協力を推進しようとするものである。具体的には、原子力利用の領域における、研究、共通安全基準の策定、公衆の保護、適切かつ公平な原料及び燃料の供給、核物質の監視、外国及び国際機関との協力などを行う。

合併条約として知られるブリュッセル条約²⁴⁾が1967年に発効し、EURATOMは、欧州経済共同体及び欧州石炭鉄鋼共同体と共にそれぞれ独自の運営機関を統合し、複数形で欧州共同体(European Communities)と呼ばれるようになった。1993年にはEU条約(マーストリヒト条約)が発効し、EUはこの欧州共同体を基礎とすることを同条約第1条第3項で規定した。その結果、第三国のEU加盟に際しては、原子力利用の選択はその国に委ねられるものの、原発等の有無にかかわらず、EURATOM加盟が条件とされた。したがって、現在、すべてのEU加盟国は、EURATOMに加盟している。

2009年12月に発効したリスボン条約²⁵⁾は、EU条約第1条第3項を改正し、EUはEU条約及びEUの機能に関する条約を基礎とすると規定した。これにより、欧州共同体は消滅し、EURATOMも、EUの一部ではなく分離した共同体として存続することとなった。それゆえ、EUの基本条約から見れば、必ずしもEU加盟に際して、EURATOM加

22) 「ドイツでBMUと州が、ゴアレベンの探査と並行して、発熱性放射性廃棄物処分のための新たなサイト選定手続の工程を進めることで合意」『海外情報ニュースフラッシュ』原子力環境整備促進・資金管理センター、2011.12.27. <<http://www2.rwmc.or.jp/nf/?p=6545>> BMUは、連邦環境・自然保護・原子炉安全省。

23) リスボン条約による改正を反映したEURATOM設立条約は、“Consolidated version of the Treaty establishing the European Atomic Energy Community,” *Official Journal of the European Union*, C84, 30.3.2010. <<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:C:2010:084:0001:0112:EN:PDF>>

24) “TRAITÉ INSTITUANT UN CONSEIL UNIQUE ET UNE COMMISSION UNIQUE DES COMMUNAUTÉS EUROPÉENNES,” *JOURNAL OFFICIEL DES COMMUNAUTÉS EUROPÉENNES*, 152, 13.7.1967.

25) “TREATY OF LISBON AMENDING THE TREATY ON EUROPEAN UNION AND THE TREATY ESTABLISHING THE EUROPEAN COMMUNITY,” *Official Journal of the European Union*, C306, 17.12.2007. <<http://eur-lex.europa.eu/JOHtml.do?uri=OJ:C:2007:306:SOM:EN:HTML>>

盟は必須要件とはならなくなっただけに見える。

しかし、EU 本部の法律顧問の見解によれば⁽²⁶⁾、今後もその EU 加盟時の要件は変わらないとしている。すなわち、合併条約により運営機関が統合された単一構造の法的制度に基本的な変化はなく、EU 加盟に際しても、EURATOM 加盟もその条件であるという。それはなぜなのか。

EURATOM 設立条約は、リスボン条約議定書 B によって改正された。改正前の同条約は、その第三編で EU の諸機関を EURATOM の運営機関と規定し、財政措置も第四編でその運営機関が決定すること等を直接規定することにより、EURATOM と EU との一体性を確保していた。改正により、これらの条項はすべて廃止されたが、改めて今度は、EU の新しい基本条約の規定する機構及び財政の条項を指定して EURATOM に適用するというを EURATOM 設立条約第三編第一章第 106a 条に規定することによって、EU のしくみに関する EU の基本条約の規定がそのまま EURATOM 設立条約に適用されたのである⁽²⁷⁾。これにより、運営機関や決定方式を含めたその運営方式は、結局これまでとほとんど異なっておらず⁽²⁸⁾、したがって、その機関・財政の統合性から第三国の EU 加盟に際しても EURATOM 加盟が要件になり、また、脱退に関する条項もないことはこれまでと同様

である。確かに EURATOM は原子力利用を推進するものではあるが、一方で事故等による放射線の影響を考慮するならば、原子力を推進しない加盟国の参加も、安全性確保の意味では必要であるともいえよう。

本稿で紹介する指令に係る立法手続は、EU 法上では非立法行為 (non-legislative act)⁽²⁹⁾と位置付けられ、運営機関としての欧州委員会が提案を行い、欧州経済社会評議会の意見を聴取し、欧州議会に諮問し、理事会が決定し、EU 官報に公示するという手順を踏んでいる。

なお、EU は、その原子力利用を推進する「原子力の研究・研修活動に関する EURATOM 第 7 次枠組み計画 (2007 年～2011 年)」において、5 年間の核技術開発に対し約 27.5 億ユーロを上限とする予算を割り当て、放射性廃棄物等処理の研究もこれに含まれていたところである。続く 2012 年から 2013 年の枠組み計画については、3 つの理事会決定が 2011 年 12 月 19 日に採択され、2012 年 2 月 21 日に施行された。この 2 年間には、総額約 25.6 億ユーロを上限とする予算が割り当てられており、内訳は、核融合エネルギー研究に約 22.1 億ユーロ、核分裂・安全性・放射線防護に約 1.2 億ユーロ、そして、核廃棄物管理、環境への影響、安全性等の分野における共同研究センターでの研究活動に約

(26) EURATOM と EU の関係について駐日欧州連合代表部広報部に照会し、2011 年 10 月 13 日に同部を通じて得た EU 本部の法律顧問からの回答に基づく。

(27) EURATOM 設立条約第 106a 条は、EU 条約第 7 条、第 13 条～第 19 条、第 48 条第 2 項～第 5 項、第 49 条及び第 50 条、EU の機能に関する条約第 15 条、第 223 条～第 236 条、第 237 条～第 244 条、第 245 条、第 246 条～第 270 条、第 272 条、第 273 条及び第 274 条、第 277 条～第 281 条、第 285 条～第 304 条、第 310 条～第 320 条、第 322 条～第 325 条、第 336 条、第 342 条及び第 344 条並びに経過規定に関する議定書をこの条約に適用すると規定している。

(28) リスボン条約で改正された EU の基本条約を取り込むことによって、改正で変更された法的行為の採択に係る新しいコミットロジー手続を適用することなどが加わった。(新しいコミットロジー手続に関しては、植月献二「リスボン条約後のコミットロジー手続—欧州委員会の実施権限の行使を統制する仕組み—」『外国の立法』No.249, 2018.9, pp.3-28. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3050721_po_02490002.pdf?contentNo=1>を参照。)

(29) EU の機能に関する条約第 289 条に通常立法手続及び特別立法手続があるが、それに該当しない手続で個別に条約に特定される EU の法的行為である。同上, p.9.

2.3 億ユーロとなっている。³⁰⁾

Ⅲ 指令制定までの経緯

EU が、2011 年の今回の放射性廃棄物処理に関する指令を制定するまでには、長い経緯があった。この章では、その経緯を解説する。

1 指令案提出までの経緯

【2002 年提案】

欧州委員会が、放射性廃棄物処理に関する指令の提案を最初に行ったのは、2002 年 4 月、エネルギー担当委員がその導入方針を発表したことに遡る。

それは 3 つの理事会指令案を同時に包括的に提案したもののうちの 2 つに当たる。3 指令案とは、①原子力安全指令、②放射性廃棄物管理指令、③解体廃棄処分財源指令であった³¹⁾。

提案の目的は、2004 年の東欧諸国等 10 か国の EU 加盟を目前に控えて、技術の進歩を取り

入れた高水準の安全性を確保するためであり、欧州共同体共通の基準と統制機構を整備し、原子力施設運用の安全性確保を図り、使用済燃料及び放射性廃棄物の管理を確実に行って、そのための財源を確保するというものであった。

EU では国境を越えた汚染拡大への懸念が強いが、当時、放射性廃棄物処理に関して EURATOM 設立条約が定めていたのは、情報提供と公開についてのみ（第 37 条）であって、国際原子力機関 (IAEA) 下で 2001 年に発効した「使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約³²⁾」との一貫性を保つためには、放射性廃棄物処理に関する法規の制定も必要であった。

しかし、2002 年 12 月、専門家グループ³³⁾は、放射性廃棄物管理に関する指令に対しては、加盟国の政策選択や計画の柔軟性を制限してしまうなどの意見を示し、解体廃棄処分の財源に関する指令については、欧州委員会の権限の範囲外であるとして、これら 3 つの指令は草案の段

30) 第 7 次枠組み計画は、植月献二「EU における原子力の利用と安全性」『外国の立法』No.244, 2010.6, pp.40-41. 参照 (<http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3050509_po_024405.pdf?contentNo=1>)。また、2012～2013 年の枠組み計画は、理事会決定 2012/93/Euratom: “Council Decision of 19 December 2011 concerning the Framework Programme of the European Atomic Energy Community for nuclear research and training activities (2012 to 2013),” *Official Journal of the European Union*, L 47, 18.2.2012, pp.25-32. (<<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2012:047:0025:0032:EN:PDF>>) で規定し、具体的な活動は次の 2 決定で規定している。2012/94/Euratom: “Council Decision of 19 December 2011 concerning the specific programme, to be carried out by means of indirect actions, implementing the Framework Programme of the European Atomic Energy Community for nuclear research and training activities (2012-2013),” *ibid.*, pp.33-39. (<<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2012:047:0033:0039:EN:PDF>>) ; 2012/95/Euratom: “Council Decision of 19 December 2011 concerning the specific programme, to be carried out by means of direct actions by the Joint Research Centre, implementing the Framework Programme of the European Atomic Energy Community for nuclear research and training activities (2012-2013),” *ibid.*, pp.40-46. (<<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2012:047:0040:0046:EN:PDF>>)

31) 3 指令案の正式な題名は、「原子力施設の安全性確保にかかる責務と基本原則を設ける指令」、「使用済燃料及び放射性廃棄物の管理に関する指令」及び「原子力施設の解体廃棄処分の財源に関する指令」である。

32) 2001 年 6 月 18 日に発効した次の条約。“Joint Convention on the Safety of Spent Fuel Management and on the Safety of Radioactive Waste Management,” INFCIRC/546, 24 December 1997. (<<http://www.iaea.org/Publications/Documents/Infcircs/1997/infcirc546.pdf>>)

33) EURATOM 設立条約第 31 条の規定により、科学技術委員会に指名された専門家グループ。提出した意見は以下。“Opinion of the Group of experts referred to in Article 31 of the Euratom Treaty on Draft proposal for a Council Directive (Euratom) on the management of spent nuclear fuel and radioactive waste.” (<http://ec.europa.eu/energy/nuclear/radiation_protection/doc/art31/2002_12_opinion_fuel_radioactive_waste.pdf>)

階にとどまった。

【2003年提案】

欧州委員会は、これら3つの指令案を修正し、翌2003年1月に第2回目の提案を試みた。ここでは、前述の3つの指令案を2つに統合した。原子力施設の解体廃棄処分の財源に関する指令を削除し、その内容を他の2つの指令の中に取り込んだのである。第1の指令案は、「原子力施設の安全性確保に関する責務及び基本原則を設ける指令案」、第2が「使用済燃料及び放射性廃棄物の管理に関する指令案」である³⁴⁾。後者の提案は、加盟国の放射性廃棄物の管理要件を規定するもので、所管の機関を設置してその権限と必要な資源を確保すること、「汚染者の経費負担」を原則とする等とした。加盟国は管理計画を立てて、これに年次目標として、2008年までに処分場の開発を許可し、2013年までに低レベル放射性廃棄物を廃棄する施設の操業を許可、2018年までに高レベル放射性廃棄物を廃棄する施設の操業を許可すること等を具体的に規定していた。加盟国には、欧州委員会に対する履行状況の報告義務が課されて精査を受けられるものとされ、この指令の末尾におかれた付表には、指令の実施に必要な財源の基準が示さ

れていた。

この提案もさまざまな立場から批判を受けるうちに、新たに10か国がEUに加盟する2004年5月に突入し、新規加盟国からも反対・棄権が出て、結局、特定多数決による可決には至らなかった。

【2004年提案】

欧州委員会は、2003年提案の2つの指令案に関して再び修正を加え、2004年9月、提案をまとめ直した³⁵⁾。多くの理事会メンバーの反対があった原子力施設解体の財源確保とその履行の担保条項も削除し、さらに、放射性廃棄物に関する年次目標も削除し、欧州委員会の関与の度合いも減じる修正を加えた。ところが、この提案についても、さまざまな立場からの批判を受けた結果、理事会は、これをも特定多数決で可決することはできなかったのである。

結局、この放射性廃棄物処理に関して、原子力施設の安全性確保のための指令の検討と一緒にすることは断念され、放射性廃棄物処理については、70人の各加盟国の専門家からなる原子力の安全性確保に関する理事会の作業部会³⁶⁾の検討に委ねられることになった³⁷⁾。

欧州委員会は、この検討の経過を踏まえ、

(34) 2つの指令案をまとめた政策文書。COM/2003/0032 final: "Proposal for a COUNCIL (Euratom) DIRECTIVE Setting out basic obligations and general principles on the safety of nuclear installations / Proposal for a Council Directive (Euratom) on the management of spent nuclear fuel and radioactive waste," 30.1. 2003. <<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=COM:2003:0032:FIN:EN:PDF>>

(35) 2つの指令案をまとめた政策文書。COM(2004) 526 final: "Amended proposal for a COUNCIL DIRECTIVE (Euratom) laying down basic obligations and general principles on the safety of nuclear installations / Amended proposal for a COUNCIL DIRECTIVE (Euratom) on the safe management of the spent nuclear fuel and radioactive waste," 8.9.2004. <<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=COM:2004:0526:FIN:EN:PDF>>

(36) The Council Working Party on Nuclear Safety: WPNS という組織である。

(37) 一方、原子力施設の安全性確保に関する指令については、単独に検討され修正の上、後に欧州委員会から2008年11月に提案され、2009年に「原子力施設の原子力の安全性確保のための欧州共同体枠組みを制定する2009年6月25日の理事会指令(2009/71/EURATOM)」として採択され、同年7月に施行されることになった。この指令並びに経緯の詳細については、植月献二「原子力と安全性—EU枠組み指令: その背景と意味」『外国の立法』No.242, 2009.12, pp.3-43. を参照のこと。<http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1166469_po_024201.pdf?contentNo=1>

2006年10月24日、「原子力施設の廃止措置、使用済燃料及び放射性廃棄物のための財源管理に関する勧告⁽³⁸⁾」を出した。これは、勧告ゆえに拘束性はないが、稼働中の原子炉の3分の1が2025年までに廃炉になることに対する各加盟国の財源を危惧する欧州委員会が独自で行うことができる範囲の対策であった⁽³⁹⁾。

2 指令案の採択

前述した勧告の翌2007年7月、欧州委員会は、原子力の安全性確保及び放射性廃棄物管理に関する欧州原子力安全規制者グループ(ENSREG⁽⁴⁰⁾)を立ち上げた。これは、EUにおいて原子力に関する安全性確保の優先的事項の識別や推薦すべき行動計画の検討を行う専門家の検討グループであるが、放射性廃棄物管理に関する課題の検討は、この組織へと引き継がれた。

ENSREGが理事会に報告書⁽⁴¹⁾を提出したのは、2009年7月であった。それに先立つ同年1月に、理事会も、加盟国の放射性廃棄物管理と処理計画策定等の原則について、「使用済燃料及び放射性廃棄物の管理に関する理事会決議⁽⁴²⁾」を出している。

本稿で紹介する指令は、このENSREGの報告書に基づいて、2010年11月3日に欧州委員会が策定し提案⁽⁴³⁾したものであるが、今回は、

処分場の場所の選定とその具体的要件、処分場の建設や操業開始の年限等を定めるものではなく、EU加盟国に対して、指令採択の4年以内に国家計画の策定を義務付けるというものであって、過去の提案に比べて義務が緩和されたものであった。

今回は、欧州経済社会評議会及び欧州議会の意見を受けた後、相当の修正はあったものの大きな議論はなく、理事会は2011年7月19日に討議なしの扱いで採択、「使用済燃料及び放射性廃棄物の責任ある安全な管理のための欧州原子力共同体における枠組みを整備する2011年7月19日の理事会指令2011/70/EURATOM⁽⁴⁴⁾」として同年8月2日に公布され、同月22日に施行された(以下、単に「指令」という)。

IV 指令の概要

指令は、全3章17か条から成り、構成は次のとおりである。

第1章 適用範囲、定義及び一般原則(第1条～第4条)

第2章 義務(第5条～第14条)

第3章 補則(第15条～第17条)

指令の法的根拠は、EURATOM設立条約第

(38) 植月 前掲注(30), pp.50-55. を参照のこと。また、この章全体の詳細についても併せて参照のこと。

(39) “Commission adopts a recommendation on the efficient use of nuclear decommissioning funds,” *Press Releases Rapid*, IP/06/1466, 24 October 2006. (<http://europa.eu/rapid/pressReleasesAction.do?reference=IP/06/1466&type=HTML&aged=0&language=EN&guiLanguage=en>)

(40) この専門家グループは、当初 European High Level Group on Nuclear Safety and Waste Management (HLG) と呼ばれていたが、のちに European Nuclear Safety Regulators Group (ENSREG) と呼ばれるようになった。

(41) European Nuclear Safety Regulators Group, *Report of the European Nuclear Safety Regulators Group*, July 2009. (http://ec.europa.eu/energy/nuclear/ensreg/doc/2009_ensreg_report.pdf)

(42) 17438/1/08 REV 1: “Council Resolution on Spent Fuel and Radioactive Waste Management,” Council of the European Union, 7 January 2009. (<http://register.consilium.europa.eu/pdf/en/08/st17/st17438-re01.en08.pdf>)

(43) COM (2010) 618 final, *op.cit.* (5)

(44) “COUNCIL DIRECTIVE 2011/70/EURATOM of 19 July 2011 establishing a Community framework for the responsible and safe management of spent fuel and radioactive waste,” *Official Journal of the European Union*, L199, 2.8.2011, pp.48-56. (<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2011:199:0048:0056:EN:PDF>)

31 条及び第 32 条にあり、第 30 条に規定する基礎的な基準を使用済燃料及び放射性廃棄物の安全性に関して補完するものとの位置付けである（第 1 条第 4 項）。

指令は、EURATOM のすべての加盟国（すべての EU 加盟国と同じ）に宛てて、使用済燃料及び放射性廃棄物についての EU 共通の拘束力ある管理の枠組みを課すものである。各加盟国は、指令を 2013 年 8 月 23 日までに国内法化する。ただし、使用済燃料に関しては、核燃料に関する活動を行わないことを決定している国々⁽⁴⁵⁾に対しては適用しない（第 15 条）。

指令の主な内容は、次のとおりである。

【第 1 章 適用範囲、定義及び一般原則】

指令は、将来の世代に不当な負担を生じさせないように、使用済燃料及び放射性廃棄物の責任ある安全な管理を確保するための EURATOM の枠組みを整備するとしている（第 1 条）。

適用する対象は、民間の事業によって生じる、使用済燃料を含むすべての放射性廃棄物である（第 2 条）。諮問された欧州議会からは、軍用施設からのものをも含めるべきであるとの意見が出されていたが、これは対象とされない。

「処分」とは、回収を予定しないで使用済燃料及び放射性廃棄物を定置することをいう（第 3 条第 3 項）。

第 4 条では、次の 4 項目にわたる使用済燃料及び放射性廃棄物の処理に関する一般原則を規定している。

- ① 加盟国は、国家方針を策定し、国内で生じる使用済燃料及び放射性廃棄物の管理について最終的な責任を負うこと。
- ② 再処理等の目的で外国に向けて発送する場合も、副次的に生じる廃棄物を含むすべての

使用済燃料及び放射性廃棄物の処分の最終的な責任は、発送する当該国に留保されること。

- ③ 国家方針は、放射性廃棄物の放射線量及び容積を最小限に留め、それらの生成・管理のすべての工程間の相互依存関係を考慮し、外部入力に依存しない機器又はシステムによって長期にわたる安全管理を確保できるようにし、程度に応じた対策を行い、経費は使用済燃料及び放射性廃棄物を生じさせた者が負い、使用済燃料及び放射性廃棄物管理の全工程に関して文書化された意思決定手続を適用するという原則に基づくこと。
- ④ 国内処分を原則とすること。ただし、一定の条件に適合する協定の下であれば、処分場を EU の多国間で共有できる。

【第 2 章 加盟国の義務】

加盟国の義務は、次のように規定されている。

まず、使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理について、関係管轄機関相互の間の責務配分及び調整を定める法的、規制及び組織的な国家的枠組みを策定し、使用済燃料及び放射性廃棄物管理に関する次の 8 項目にわたる事項について定めること（第 5 条第 1 項）。

- ① 管理方針を実施するための国家計画
- ② 管理の安全性確保の国家的取決め
- ③ 管理に関する事業及び施設に関する許可制度
- ④ 事業及び施設に関する統制制度、管理制度、定期検査、記録及び報告義務
- ⑤ 事業の差止め及び許可証取消し等の強制執行
- ⑥ 関係する団体への責務の配分
- ⑦ 情報の公開及び公衆の関与に係る国の要件
- ⑧ 資金調達計画

(45) キプロス、デンマーク、エストニア、アイルランド、ラトビア、ルクセンブルク及びマルタが指定されている。

次に、関係者から独立した管轄規制機関を設置し、前記の②～⑤に規定する国家的枠組みに関する義務を履行するために必要な法的権限や人的・財政的資源を与えること（第6条）、管理に係る許可制度を確立すること（第7条）、すべての当事者にその職員に対する専門的知識及び技能の教育及び訓練の計画を策定させ（第8条）、発生者負担を考慮した財源確保を国家的枠組みの要件とし（第9条）、情報の公開と透明性、公衆がこの問題に関する意思決定過程に関与できる機会を確保すること（第10条）を規定している。

そして、第11条で、使用済燃料及び放射性廃棄物の生成から処分までの全工程を対象とした使用済燃料及び放射性廃棄物管理のための国家計画を実施することを規定しており、その国家計画の内容として、第12条に次のような事項を挙げている。

- ① 国家方針の全般的な目標
- ② 重要な中間目標及び予定表
- ③ すべての使用済燃料及び放射性廃棄物について適切な分類に従った、その所在と量（現時点での及び将来存在することが見込まれる量）の一覧表
- ④ 発生から処分までの使用済燃料及び放射性廃棄物管理についての考え方又は計画及び技術的解決方法
- ⑤ 処分施設閉鎖後の当該施設の長期管理に関する期間の考え方又は計画
- ⑥ 使用済燃料及び放射性廃棄物管理に必要な研究、開発事業等
- ⑦ 国家計画の実施責任及び進捗管理指標
- ⑧ 経費評価並びにその根拠及び仮定
- ⑨ 資金調達計画
- ⑩ 透明性確保の方針又は手続

⑪ 他国と締結した使用済燃料及び放射性廃棄物管理に関する協定

そして、加盟国は、策定した国家計画及びその後の変更について欧州委員会に2015年8月23日までに届け出ることとされ、欧州委員会は、当該国家計画について説明を要請し、意見を表明することができる（第13条、第15条）。さらに、加盟国は、これから3年ごとに⁽⁴⁶⁾、指令の実施に関する報告書を欧州委員会に提出しなければならない。また、少なくとも10年ごとに、国家的枠組み、管轄規制機関、国家計画及びその実施に関する自己評価を実施し、さらに、これら国家的枠組み等に関して国際的な検証を求めなければならない。その検証の結果は、欧州委員会及び他の加盟国に報告する（第14条）。

指令の提案を行うに際し、欧州委員会は、国際的な安全基準との整合性について、次のように留意している。すなわち、IAEAの安全基準が法的な拘束力を有するわけではなく、「使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約」への違反に制裁が課されるわけでもない。それゆえ、EU全加盟国がこれに加盟しているからといって、その統一的な適用と実施が保障されるものではない。そこで、指令においては、使用済燃料及び放射性廃棄物管理に関する国際的な基準や要件の実施について法的な拘束力を付与することを目的として、用語の定義の一致を図り、使用済燃料及び放射性廃棄物管理の最終責任は発生国が負うことを明記し、関係者から独立した管轄規制機関の権限の下での安全基準の遵守を図るものとしている。⁽⁴⁷⁾

具体的な基準自体の策定は、各加盟国が行う

(46) IAEAの「使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約」（前掲注(32)）の規定に従って行う報告の機会を利用している。

(47) COM (2010) 618 final, *op.cit.* (5), pp.5-7.

ものであり、「将来世代に不当な負担をかけない」ために各国が策定する基準はその国家計画に反映されることになる。

最終処分方法は条文には規定されないが、指令前文(23)において、使用済燃料及び高レベル放射性廃棄物は深地層処分が最も安全で持続可能な選択であることが広く受け止められている認識であるとしている。技術の進歩を考慮する場合は、後にそれらを回収できるようにする処分が望ましいが、現在の最新技術では妥協することもやむをえないとしており、指令は、そうした可逆的で回収可能な方法を義務付けてはいない。

おわりに

これまで見たように、この分野の法は、あるべき姿と技術的可能性や財政等の制約とのせめぎ合いの中で制定されてきたといえる。それゆえ、法令を整備すれば、安全で確実な使用済燃料及び放射性廃棄物の処理がただちに可能となるというわけではない。実際、EUのみならず我が国においても、高レベル放射性廃棄物処分施設の設置に対する近隣住民の危惧は多く見られる。

また、EUに限らず、使用済燃料及び放射性廃棄物処理の整備はどの国でも遅れており、それは、これまで原子力利用の目的に重点が置かれ、それらの廃棄物の処理が後回しにされてきたことの結果である。使用済燃料は徐々に蓄積

され、かつ、長期間冷却する必要があることから、安全を担保する技術的な解決策については、その間に開発するとしたのが実態である。

それでは、実際に安全を担保する場合に、その拠りどころにするべき誰もが納得しうる安全な放射線被ばく量とは何であろうか。

放射線の影響というものは、放射能の核種や量、それとの距離によって受ける影響は異なるが、放射線源としては、放射性廃棄物の処分によるものに限らない。それは、原子力施設を操業することによって通常排出される放射能や原発事故等により広範囲に広がった放射能についても同様であり、それらの程度をどこまで許容できるのかという問題と本質的に変わるものではない。

低線量の放射線は身体に良い影響を与えるという考え方もある⁽⁴⁸⁾。しかし、原発事故も含めて、選択できない形でその受容を強いられるのであれば、それに対する疑問があっても無理からぬところであろう。では、低線量の放射線が人や環境に及ぼす影響は、どの程度であるのか。また、その有無や程度の立証責任は誰にあるのか。例えば、ドイツの連邦放射線防護庁が委託調査を行った結果、原発周辺5km以内で、小児がんの発症率が統計的に有意に高いと報告している⁽⁴⁹⁾。しかし、その結果が放射線に起因するものであるという証明がこの調査でなされたわけではない。

放射線の問題には、特徴的な点がある。第1に、放射線の与える影響は確率的に現われ、こ

(48) 古くからラドン温泉やラジウム温泉等の効用が謳われてきたが、放射線ホルミシスという、低線量の放射線が生物活性を刺激し良い影響を与える等の説がある。(国際ホルミシス学会 (International Dose-Response Society) <<http://www.dose-response.org/>> ; 電力中央研究所原子力技術研究所放射線安全研究センターの放射線ホルミシス効果検証プロジェクト <http://criepi.denken.or.jp/jp/ldrc/information/result/hormesis_project.html> 等)

(49) Deutsches Kinderkrebsregister による 2007 年の調査。例えば白血病ではオッズ比が 2.19 であるなど。Kaatsch, Peter et al., *Epidemiologische Studie zu Kinderkrebs in der Umgebung von Kernkraftwerken (KiKK-Studie) – Vorhaben 3602S04334*, (Ressortforschungsberichte zur kerntechnischen Sicherheit und zum Strahlenschutz), Salzgitter: Bundesamt für Strahlenschutz (BfS), 2007, p.76. <http://doris.bfs.de/jspui/bitstream/urn:nbn:de:0221-20100317939/4/BfS_2007_KiKK-Studie.pdf> ; 澤井正子「原子力発電所周辺で小児白血病が高率で発症—ドイツ・連邦放射線防護庁の疫学調査報告」『原子力資料情報室通信』No.405, 2008.3, pp.10-13.

れに由来するか否かの立証が難しく、その影響は世代を超えて非常に長期にわたることである。そして、そのために、その責任を誰が負うべきかを厳密に特定することが難しいことである。

第2に、安全基準策定や規制を行うに当たっては、原子力を利用することを前提として行うものであり、そこに中立性が保てるのかという問題がある。

EUは、原子力利用の推進を前提に掲げている。我が国も同様であるが、利用推進を前提とする限り、経済性や恩恵とのバランスを考慮した規制を行わざるを得ないことも自明である。その結果、規制基準が実態に合わせて策定される傾向を持つてしまうのも現実である。

我が国においては、2011年の東京電力福島第1原発の重大事故を受けて国会に同原発事故調査委員会が設置されたが、同委員会の調査に参考人として招致された原子力安全委員会の斑目春樹委員長の証言もこれを裏付けている。同委員長は、発生確率の小さい過酷事故の予測は原発設計等の規制の対象とされていないが、安全審査指針では、「そもそもシビアアクシデントを考えていなかった⁵⁰⁾」こと、公衆への放射線障害への影響については、「立地指針に書いてあることだと、仮想事故だとかいいながらも、実は非常に甘々の評価をして、余り出ないような強引な計算をやっている⁵¹⁾」と証言している。また、東京電力の幹部から、事故後の作業が不可能になることを理由とした放射線作業従事者の年間線量限度を100ミリシーベルトから250ミリシーベルトに上げることの要請に応じて、同委員長は、国際放射線防護委員会の勧告としては、「こういう非常事態の場合には、五百ミ

リシーベルトから千ミリシーベルトというのが基準⁵²⁾」になっていると説明したと証言している。国際放射線防護委員会の目的は、放射線利用の恩恵を過度に制限することなく放射線の有害な影響から防護する適切な水準を検討することであるから、当然、その勧告する基準の範囲内であれば影響がないということを保証したものであるとは限らないが、同委員長も「影響が無い」ことを保証したわけではない。

原子力利用の安全規制の程度は、このように費用対効果を天秤にかけて設定される傾向が強い。そうした規制基準を一般公衆が受容できるか否かは、その科学的根拠、策定過程、そして利用に関する効果への期待も含めた承認過程がいかにかつ透明であるかにかかっているといえよう。

低レベルの放射性廃棄物の処分基準や原発からの放射能排出基準、また、とりわけ2011年の福島原発のような重大事故の際に排出される放射性廃棄物や飛散した放射能の対策にあっては、食の安全を始めとして誰も避けられないより広範な問題となる。

高レベル放射性廃棄物や使用済燃料の地層処分に關しては、特定の場所を選定するものであるから、局所的な問題で済むものともいえよう。確かに、地震、断層、火山等々を考慮して地層処分に適した相対的に安全な場所というのは存在する。しかし、それでも100%の安全を保証することは、人類にとって不可能である。地層処分したガラス固化体中の放射性物質は、いずれ環境に漏出してくる。地震活動等に想定通りに耐えるのか。漏出する放射能の程度は、数十万年後に元の放射エネルギーの数百万分の一以下であれば許容可能な範囲内とするのか。TRU廃

50) 『東京電力福島原子力発電所事故調査委員会会議録』, 第4号, 2012.2.15. p.6. <<http://www.naiic.jp/wp-content/uploads/2012/04/7401d70b8a3c210092498fd5f977819b.pdf>>

51) 同上, p.8.

52) 同上, p.11.

棄物等をセメント固化する場合は、どの程度の漏出であれば許容可能な範囲とするのか。

使用済燃料及び高レベル放射性廃棄物の最終処分に際して、これらが回収可能であることを許可条件としているのは、EU 域内ではフランスだけである。将来の技術向上に期待したこの回収可能とする条件を指令は規定していないが、将来世代に負担をかけない範囲の考え方によっては、やはり重要な要件となるのではない

であろうか。

最後に、EU の原子力利用国の放射性の廃棄物処理以外の問題として指摘するならば、これらの国が使用しているウランを採掘しその利用国に輸出する国における採掘場での放射性廃棄物汚染の問題もある⁵³。これは指令の対象ではないが、原子力利用の結果、域外に大きな課題を残していることも忘れてはならない。

(うえつき けんじ・専門調査員)

⁵³ オーストラリアや北米の先住民の土地、ニジェールにおける汚染等。オーストラリアでは例えば次の資料参照。“Radioactive threat looms in Kakadu,” *Sydney Morning Herald*, April 16, 2011. <<http://www.smh.com.au/environment/radioactive-threat-looms-in-kakadu-20110415-1dhvw.html>>

使用済燃料及び放射性廃棄物の責任ある安全な管理のための
欧州原子力共同体における枠組みを整備する 2011 年 7 月 19 日の
理事会指令 2011/70/EURATOM (抄)

COUNCIL DIRECTIVE 2011/70/EURATOM of 19 July 2011 establishing a Community framework
for the responsible and safe management of spent fuel and radioactive waste

海外立法情報調査室 植月 献二訳

【目次】

第 1 章 適用範囲、定義及び一般原則

第 1 条 主題

第 2 条 適用範囲

第 3 条 定義

第 4 条 一般原則

第 2 章 義務

第 5 条 国家的枠組み

第 6 条 管轄規制機関

第 7 条 許可証保有者

第 8 条 専門的知識及び技能

第 9 条 財源

第 10 条 透明性

第 11 条 国家計画

第 12 条 国家計画の内容

第 13 条 通知

第 14 条 報告

第 3 章 補則

第 15 条 国内法による実施

第 16 条 施行

第 17 条 名宛人

欧州連合の理事会は、欧州原子力共同体設立
条約及び、特にその第 31 条及び第 32 条にかん
がみ、…中略…、この指令を採択した⁽¹⁾。

第 1 章 適用範囲、定義及び一般原則

第 1 条 主題

1. この指令は、将来の世代に不当な負担を生じさせないように、使用済燃料及び放射性廃棄物の責任ある安全な管理を確保するための欧州原子力共同体における枠組みを整備するものとする。
2. この指令は、各加盟国が、電離放射線によって生じる危険から労働者及び公衆を防護するための使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理において、高水準の安全性を確保するために適切な国家的措置をとることを確保するものとする。
3. この指令は、安全保障及び財産権の問題に対して正当に配慮しつつ、使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理に関し必要な情報及び関与機会を公衆に提供することを確保するものとする。
4. この指令は、指令 96/29/Euratom⁽²⁾の規定

(1) この抄訳は、2011 年 8 月 2 日付け欧州連合官報に掲載された条文を対象とした。“whereas:”に導かれる前文は翻訳対象から外した。*Official Journal of the European Union*, L199, 2.8.2011, pp.48-56. (<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2011:199:0048:0056:EN:PDF>) 以下、インターネット情報は 2012 年 2 月 17 日現在である。なお、注及び [] は、すべて訳者によるものである。

(2) 電離放射線に関して最低安全基準を制定する理事会指令である。“Council Directive 96/29/Euratom of 13 May 1996 laying down basic safety standards for the protection of the health of workers and the general public against the dangers arising from ionizing radiation,” *Official Journal of the European Communities*, L159, 29.6.1996, pp.1-114. (<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:1996:159:0001:0114:EN:PDF>)

の適用を妨げることなく、欧州原子力共同体設立条約第 30 条に規定する使用済燃料及び放射性廃棄物の安全性に関する基礎的な基準を補うものとする。

第 2 条 適用範囲

1. この指令は、次の(a)及び(b)に該当する管理におけるすべての工程に適用しなければならない。
 - (a) 民間の事業によって生じる使用済燃料の管理
 - (b) 民間の事業によって生じる放射性廃棄物の生成から処分までの管理
2. この指令は、次の(a)又は(b)に該当する廃棄物については適用しないものとする。
 - (a) 放射能を有するおそれがある鉱業廃棄物で、指令 2006/21/EC⁽³⁾が適用される範囲に属するもの
 - (b) 放出する許可を得ているもの
3. この指令第 4 条第 4 項の規定は、次の(a)から(c)までの物については適用してはならない。
 - (a) 未使用の密封した資源で、その供給者又は製造者へ返還するもの
 - (b) 適用可能な国際協定を考慮しつつ、研究炉の燃料の供給国又は製造国へ輸送する使用済燃料
 - (c) 現存するクルシコ原子力発電所⁽⁴⁾の廃棄物及び使用済燃料で、スロベニアとクロアチアとの間に限って輸送するもの
4. この指令は、次の(a)又は(b)に掲げる場合において、加盟国又は当該国内の事業者が放射性廃棄物を処理した後にこれが発生した国に

これを返還する権利の行使を妨げてはならない。

(a) 当該加盟国又は事業者に対して、放射性廃棄物の処理を目的としてこれを輸送する場合

(b) 当該加盟国又は事業者に対して、放射性廃棄物の回収を目的としてその他の物質を輸送する場合

この指令は、処理又は再処理を目的として使用済燃料が輸入される加盟国又は当該国内の事業者が、その処理又は再処理によって回収した放射性廃棄物又は合意によるこれと等価の物質を当該使用済燃料が発生した国に返還する権利の行使を妨げてはならない。

第 3 条 定義

この指令において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

- (1) 「閉鎖」とは、処分施設を長期間にわたって安全な状態にするために必要な最終的な技術的処理その他の作業等、使用済燃料及び放射性廃棄物を当該施設へ定置した後のある時点におけるすべての操業の完了をいう。
- (2) 「管轄規制機関」とは、第 6 条に規定する使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全規制分野において加盟国において指定された公的機関又は公的機関の組織体制をいう。
- (3) 「処分」とは、回収を予定しないで使用済燃料及び放射性廃棄物を定置することをいう。
- (4) 「処分施設」とは、放射性廃棄物の処分

(3) “DIRECTIVE 2006/21/EC OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 15 March 2006 on the management of waste from extractive industries and amending Directive 2004/35/EC,” *Official Journal of the European Union*, L102, 11.4.2006, pp.15-33. <<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2006:102:0015:0033:en:PDF>>

(4) スロベニアは同国内のクルシコ原発をクロアチアと共有しており、1983 年から商用運転を行っている。

を主たる目的とした施設又は設備をいう。

- (5) 「許可証」とは、使用済燃料管理若しくは放射性廃棄物管理に関する事業を行うため又は使用済燃料管理若しくは放射性廃棄物管理の施設の立地、設計、建設、操業開始、操業、廃止措置若しくは閉鎖に係る責任を与えるために、管轄権を有する加盟国が交付した法的文書をいう。
- (6) 「許可証保有者」とは、許可証に指定された使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理に関する事業又は施設に対して全責任を有する法人又は自然人をいう。
- (7) 「放射性廃棄物」とは、加盟国又は当該加盟国が認定した法人若しくは自然人がそれ以上利用しないと想定し又はみなす気体、液体又は固体の状態における放射性物質であって、当該加盟国における法令上の枠組みに従って管轄規制機関が放射性廃棄物として規制するものをいう。
- (8) 「放射性廃棄物管理」とは、敷地外における輸送を除く、放射性廃棄物の取扱い、前処理、処理、調整、貯蔵又は処分に関するすべての事業をいう。
- (9) 「放射性廃棄物管理施設」とは、放射性廃棄物管理を主たる目的とするすべての施設又は設備をいう。
- (10) 「再処理」とは、使用済燃料から核分裂性物質及び核燃料親物質⁽⁵⁾を更に利用するために抽出する工程又は操業をいう。
- (11) 「使用済燃料」とは、放射線の照射を受け原子炉の炉心から無期限に取り外した核燃料をいい、再処理可能で使用可能な資源として認められるか、又は放射性廃棄物とみなす場合は処分が予定される。
- (12) 「使用済燃料管理」とは、敷地外における輸送を除く、使用済燃料の取扱い、貯蔵、

再処理又は処分に関するすべての事業をいう。

- (13) 「使用済燃料管理施設」とは、使用済燃料管理を主たる目的とするすべての施設又は設備をいう。
- (14) 「貯蔵」とは、回収を予定して使用済燃料又は放射性廃棄物を施設に収容しておくことをいう。

第4条 一般原則

1. 加盟国は、使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理に関する国家方針を策定し、及び維持しなければならない。第2条第3項の規定の適用を妨げることなく、各加盟国は、国内で生じる使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理について最終的な責任を負わなければならない。
2. 使用済燃料及び放射性廃棄物の処理又は再処理のために、これを特定の加盟国又は第三国に向けて発送する場合は、副次的に生じるいかなる廃棄物をも含むそれらの物質の安全かつ責任ある処分の最終的な責任は、当該放射性物質を発送する当該加盟国又は第三国が負わなければならない。
3. 国家方針は、次の(a)から(f)までに掲げるすべての原則に基づくものでなければならない。
 - (a) 放射性廃棄物の生成は、適切な設計並びに物資の再生利用及び再利用を含む操業及び廃止措置の実施によって、放射エネルギー及び体積に関して合理的に実施可能な限り最小限にしなければならない。
 - (b) 使用済燃料及び放射性廃棄物の生成及び管理におけるすべての工程相互間の依存関係を考慮しなければならない。
 - (c) 使用済燃料及び放射性廃棄物は、長期の

(5) ウラン 238、トリウム 232 等、それ自身は核分裂性物質ではないが、中性子を吸収してプルトニウム 239、ウラン 233 等の核分裂性の核種に変換される物質をいう。

静的安全機能⁽⁶⁾による等、安全に管理しなければならない。

- (d) 対策の実施は、程度に応じた方法によらなければならない。
- (e) 使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理のための経費は、それらの物質を生じさせた者が負わなければならない。
- (f) 使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理におけるすべての工程に関して、根拠に基づき、かつ、文書化された意思決定手続を適用しなければならない。

4. 放射性廃棄物は、加盟国が指令 2006/117/Euratom 第 16 条第 2 項⁽⁷⁾の規定に従って欧州委員会が策定する規準⁽⁸⁾を考慮し他の加盟国又は第三国との間でそのいずれかの国の処分施設を使用する旨の協定を締結し、同協定が当該廃棄物の発送時点で発効していない限り、それを生じさせた当該加盟国の国内で処分しなければならない。

第三国への輸出を行う加盟国は、発送する前に、欧州委員会に対してその協定の内容を通知し、次の各号に掲げる要件を確保するため適切な措置をとらなければならない。

- (a) 仕向国が、使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理を対象とした欧州原子力共同体との協定を締結し、又は使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約⁽⁹⁾

(以下「合同条約」という。)の加盟国であること。

- (b) 仕向国がこの指令に規定する目標と同等の高水準の安全性の目標を掲げる放射性廃棄物の管理及び処分計画を有していること。
- (c) 仕向国における処分施設が放射性廃棄物の搬入の許可を受けてその発送前から操業し、及び当該仕向国の放射性廃棄物の管理及び処分計画で定める要件に従って管理されていること。

第 2 章 義務

第 5 条 国家的枠組み

1. 加盟国は、使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理について、関係管轄機関相互の間の責務配分及び調整を定める法的、規制的及び組織的な国家的枠組み（以下「国家的枠組み」という。）を策定し、及び維持しなければならない。当該国家的枠組みは次の各号に掲げるすべての事項について定めなければならない。

- (a) 使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理方針を実施するための国家計画
- (b) 使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全性を確保するための国家的な取決め。

(6) passive safety features: 外部入力に依存しない機器又は系統によって長期にわたって安全を達成する機能をいう。

(7) この指令は、2006 年 11 月に制定された放射性廃棄物等の輸送に係る監督及び管理に関して規定するもので、第 16 条は、禁止輸出先について規定し、その第 2 項は、仕向国が輸出要件を満たしているかを加盟国が評価するための基準を欧州委員会が諮問手続により策定することを規定している。“COUNCIL DIRECTIVE 2006/117/EURATOM of 20 November 2006 on the supervision and control of shipments of radioactive waste and spent fuel,” *Official Journal of the European Union*, L337, 5.12.2006, pp.21-32. <<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2006:337:0021:0032:EN:PDF>>

(8) この規準は、2008 年 12 月に次の欧州委員会勧告によって定められた。“COMMISSION RECOMMENDATION 2008/956/Euratom of 4 December 2008 on criteria for the export of radioactive waste and spent fuel to third countries,” *Official Journal of the European Union*, L338, 17.12.2008, pp.69-71. <<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2008:338:0069:0071:EN:PDF>>

(9) “Joint Convention on the Safety of Spent Fuel Management and on the Safety of Radioactive Waste Management,” INFCIRC/546, 24 December 1997. <<http://www.iaea.org/Publications/Documents/Infocircs/1997/infirc546.pdf>>

当該取決めを採択する方法及びそれを適用する場合の根拠規定の決定については、当該加盟国がその権限を留保する。

- (c) 使用済燃料管理又は放射性廃棄物管理に関する事業、施設又はその両方について、使用済燃料管理若しくは放射性廃棄物管理の事業、使用済燃料管理若しくは放射性廃棄物管理の施設の操業又はその両方を許可証を有しないまま行うことを禁止し、必要に応じて、その事業、施設又はその両方の管理の継続に条件を定める等の許可制度
 - (d) 処分施設閉鎖後の期間における適切な措置を含む放射性廃棄物管理及び使用済燃料管理の事業、施設又はその両方に関する適切な統制制度、管理制度、定期検査、記録及び報告義務
 - (e) 事業の差止め及び許可証の変更、打切り又は取消し等の強制執行であって、必要に応じて安全性の向上を志向させる代替的な解決方法のための条件を付したもの
 - (f) 使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の多様な工程に関係する団体への責務の配分。特に、国家的枠組みは、主たる責任を使用済燃料及び放射性廃棄物を生じさせた者に、又は特定の状況により管轄機関がその責任を許可証保有者に負わせている場合はその者に負わせなければならない。
 - (g) 情報の公開及び公衆の関与に係る国の要件
 - (h) 第9条の規定に従った使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理のための資金調達計画
2. 加盟国は、操業経験、第4条第3項(f)に規定する意思決定過程から得られた知見並びに関連する技術及び研究の進展を考慮して、国家的枠組みに必要な改善を確保しなければならない。

第6条 管轄規制機関

1. 各加盟国は、使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全性の分野における管轄規制機関を設置し、及び維持しなければならない。
2. 加盟国は、管轄規制機関の監督機能が不当な影響から効果的に独立していることを確保するために、発電及び放射性同位体の利用等の原子力若しくは放射性物質の普及若しくは利用に関係し、又は使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理に関係する他の機関又は組織体と当該管轄規制機関との機能的な分離を確保しなければならない。
3. 加盟国は、管轄規制機関に対して、第5条第1項(b)、(c)、(d)及び(e)に規定する国家的枠組みに関する義務の履行に必要な法的権限並びに人的及び財政的な資源を確保しなければならない。

第7条 許可証保有者

1. 加盟国は、許可証保有者が使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の施設若しくは事業又はその両方に主たる責任を有することを確保しなければならない。当該責任は、代理することができない。
2. 加盟国は、許可証保有者に対して、管轄規制機関の規制監督の下で、合理的に実施可能な限り、組織的かつ立証可能な方法によって、放射性廃棄物管理及び使用済燃料管理の施設又は事業の安全性を定期的に評価し、検証し、及び継続的に改善させることを国家的枠組みの要件として確保しなければならない。これは、適切な安全性評価その他の検討及び証拠を通じて達成するものとする。
3. 施設又は事業の許可の際に行う安全性の実証は、事業の展開及び操業並びに施設の開発、操業及び廃止措置又は処分施設の閉鎖並びに処分施設の閉鎖後の段階を対象としなければならない。安全性の実証の程度は、操業の複

雑性に応じ、かつ、放射性廃棄物及び使用済燃料並びに施設又は事業に伴う危険性の程度に応じたものでなければならない。当該許可手続は、通常の操業条件、操業時に予期される事象及び設計上生じるおそれのある事故における施設又は事業の安全に寄与するものでなければならない。当該許可手続は、施設又は事業において必要な安全性を確保するものでなければならない。労働者及び公衆が電離放射線によって甚大な被害を受けることのないように、物理的防護壁の検証及び許可証保有者の防護管理手続等、事故を防止し、事故の被害を軽減する措置を講じなければならない。その方法は、不確実なものを特定して減少させるものでなければならない。

4. 加盟国は、品質保証を含む使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の全体に関する安全性の確保を正当に優先する統合管理制度を許可証保有者が策定して実施し、管轄規制機関がこれを定期的に検証することを国家的枠組みの要件として確保しなければならない。
5. 加盟国は、許可証保有者が第1項から第4項までに規定する使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全性に関する義務を履行するに足る十分な財政的及び人的な資源を調達し及び維持することを要件とする国家的枠組みを確保しなければならない。

第8条 専門的知識及び技能

加盟国は、すべての当事者が使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の国家計画に必要な専門的知識及び技能を獲得し、維持し、及び更に進展させるために、研究及び開発事業に限らず、その職員の教育及び訓練の計画策定を要件とする国家的枠組みを確保しなければならない。

第9条 財源

加盟国は、使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理については特に使用済燃料及び放射性廃棄物を生じさせた者の責任を考慮して、第11条に規定する国家計画の実施のために適時に十分な財源が得られることを要件とする国家的枠組みを確保しなければならない。

第10条 透明性

1. 加盟国は、使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理に関する必要な情報の労働者及び公衆への提供を確保しなければならない。この義務には、管轄規制機関の所轄区域への公表を確保することが含まれる。情報は、国内法上の義務及び国際的義務と認められる他の利益、特に安全保障を損なわないことを条件に、国内法上の義務及び国際的義務に従って公共の用に供しなければならない。
2. 加盟国は、国内法上の義務及び国際的義務に従って、使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理に関する意思決定過程へ公衆が効果的に関与するために必要な機会を確保しなければならない。

第11条 国家計画

1. 各加盟国は、領域内のすべての種類の使用済燃料及び放射性廃棄物並びにその生成から処分までのすべての工程を対象とした使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理のための国家計画（以下「国家計画」という。）の実施を確保しなければならない。
2. 各加盟国は、技術及び科学の進歩を他の機関の検証によって得られた勧告、教訓及び優良事例と同様に適切に考慮して、定期的にその国家計画を検証してこれを更新しなければならない。

第12条 国家計画の内容

1. 国家計画は、第4条に規定するこの指令の目標を達成するための使用済燃料及び放射性廃棄物の責任ある安全な管理のための国家方針を加盟国が実施するために必要な事項を定め、次に掲げる事項をこれに含めるものとする。
 - (a) 使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理に係る加盟国の国家方針の全般的な目標
 - (b) 当該国家計画の包括的目標に照らして重要な中間目標及びその達成のための明確な予定表
 - (c) 廃止措置から生じるものを含み存在するすべての使用済燃料及び放射性廃棄物の量及び将来存在することが見込まれるその量の一覧表であって、使用済燃料及び放射性廃棄物の所在及びその量を適切な放射性廃棄物の分類に従って明確に記載したもの
 - (d) 使用済燃料及び放射性廃棄物の生成から処分までの管理についての考え方又は計画及び技術的解決方法
 - (e) 処分施設の寿命のうち、適切な管理が維持され、かつ、長期にわたって当該施設に関する情報を保存する手段が講じられる期間を含む閉鎖後の期間についての考え方又は計画
 - (f) 使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の問題を解決するために必要な研究、開発及び実証の事業
 - (g) 国家計画の実施の責任及び実施に向けた進捗を監視するために基礎とする業績指標
 - (h) 国家計画の必要経費の見積り及び当該見積りを行うに際して用いた根拠及び仮定で、全体の時間軸に沿った輪郭の記載を含めること
 - (i) 効力を有する資金調達計画
 - (j) 第10条に規定する透明性を確保する方針又は手続

(k) 存在する場合は、処分施設の利用を含む、加盟国又は第三国と締結した使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理に関する協定

2. 国家計画は、国家方針と併せて1又は2以上の文書として記載することができる。

第13条 通知

1. 加盟国は、欧州委員会に対して、その国家計画及びその後の重要な変更について通知しなければならない。
2. 欧州委員会は、通知のあった日から6か月以内に、当該国家計画の内容が第12条の規定を遵守しているかどうかについて、説明を要請し若しくは意見を表明し、又はその両方を行うことができる。
3. [前項の] 欧州委員会の対応を受けてから6か月以内に、加盟国は、欧州委員会から要請された説明を提供し若しくは国家計画の変更について通知し、又はその両方を行わなければならない。
4. 欧州委員会は、使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の施設又は事業に対して欧州原子力共同体の財政的又は技術的な支援を提供する決定を行う場合は、当該加盟国の説明及び国家計画に関する進捗を考慮しなければならない。

第14条 報告

1. 加盟国は、最初は2015年8月23日までに、以後は3年ごとに、合同条約の規定に従って行う検証及び報告を利用して、この指令の実施に関する報告書を欧州委員会に提出しなければならない。
2. 欧州委員会は、加盟国の報告に基づいて、欧州議会及び理事会に対して次の(a)及び(b)に掲げる文書を提出しなければならない。
 - (a) この指令の実施に関する進捗報告
 - (b) 欧州原子力共同体の域内において現在

の、及び将来存在することが見込まれる使用済燃料及び放射性廃棄物の一覧表

3. 加盟国は、定期的に、かつ、少なくとも 10 年ごとに、その国家的枠組み、管轄規制機関、国家計画及びその実施に関する自己評価を実施し、並びに安全な使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理における高い安全基準の達成を確保するため、国家的枠組み、管轄規制機関若しくは国家計画について、又はそれらすべてについて、国際的な [専門家による] 検証を求めなければならない。当該検証の結果は、欧州委員会及び他の加盟国に報告しなければならない。安全保障及び機密情報に係る支障がない場合は公共の用に供することができる。

第 3 章 補則

第 15 条 国内法による実施

1. 加盟国は、2013 年 8 月 23 日までに、この指令に従って必要な法律、規則及び行政措置を施行しなければならない。加盟国は、直ちにこれらについて欧州委員会に通知しなければならない。

加盟国は、採択するこれらの措置にこの指令を引用し、又はこれらの措置を公示する官報において当該指令を引用しなければならない。その引用の方法は、加盟国が定めるもの

とする。

2. キプロス、デンマーク、エストニア、アイランド、ラトビア、ルクセンブルク及びマルタは、核燃料に関する事業を行わないことを決定している場合に限り、当該使用済燃料に関する規定の国内法による実施の義務を負わないものとする。
3. 加盟国は、この指令の適用を受ける分野において採択した国内法の主な規定及びその後に変更した規定の条文を欧州委員会に報告しなければならない。
4. 加盟国は、初回は 2015 年 8 月 23 日以前のできるだけ早い時期に、第 12 条に規定するすべての事項を定める国家計画の内容を欧州委員会に通知しなければならない。

第 16 条 施行

この指令は、EU 官報に掲載して公布した日から起算して 20 日を経過した日から施行する。

第 17 条 名宛人

この指令は、加盟国を名宛人とする。

2011 年 7 月 19 日、ブリュッセルにて

理事会議長 M. サヴィツキ

(うえつき けんじ・専門調査員)